

# 代替地となる 土地の情報をお寄せください！

## ◇代替地とは？

道路等の公共事業のために必要な土地（公共事業用地）をご提供いただく方（地権者等）が、その公共事業用地の代わりとして必要とする土地のことです。

市では「代替地として土地を譲ってもよい」とお考えの方から土地の情報を求めています。地権者等から代替地の要望があった場合、申出いただいた土地の中から代替地として市が紹介します。

## ◇求めている土地情報

概ね100㎡（30坪）以上の  
市内の土地（宅地・雑種地・田・畑）

※土地に建物等があっても構いません。

## ◇土地情報の申出方法

「代替地情報シート」に必要事項を記載のうえ、用地対策課へ窓口または郵送にて提出ください。  
なお電話での申出も可能です。後に受付票を送付します。

（用地対策課：〒951-8550 中央区学校町通1番町602番地1 TEL025-226-2325）

## ◇土地情報の管理について

- 「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理します。
- 保存期間は受付から5年です。期間中はいつでも変更・取消ができます。
- 代替地の候補地として、市から地権者等へ土地情報のみ紹介させていただきます。

## ◇申出いただいた土地について

- 買取を必ずお約束するものではありません。
- 他の利用や他への売買を制約するものではありません。
- 市による土地の管理は行いません。

（あくまでも、公共事業等による代替地の「情報」を提供いただくものです。）

# 代替地の情報提供～売買の流れ

## 代替地の情報申出

使っていなかった土地があるので、  
代替地として申出したい。



譲りたい土地



申出者（代替地提供者）

土地の所在などを記載してください。地権者の方が、  
代替地を要望した際に、ご連絡させていただきます。



① 代替地情報シートを市へ提出します。

② 代替地情報を集約・保管します。  
（5年間）

気になる土地があった！

申出した代替地を  
地権者が求めた場合…



〇〇区△△に移転するために、  
いい土地はないかなあ。

地権者等  
（公共事業用地提供者）

市



③ 申出いただいた土地情報のみ紹介します。

④ 地権者の方と代替地について話し合います。



⑤ お互いに合意をした場合、地権者の方と売買契約をします。

なお、市を含む3者で契約締結する場合があります。

◇代替地として売却した場合・・・

一定条件のもとに、税制上の優遇が受けられる場合があります。

詳しくは、

**新潟市 財務部用地対策課 用地企画室まで**

**・025-226-2325**